

猫の適正飼育推進策について(答申)の概要

平成 11 年 3 月 29 日
東京都動物保護管理審議会

I 猫飼育の現状

1 東京都内の猫飼育の現状

猫の飼育に係る法令等の規定

- ・ 飼い主の責務に関して、動物の保護及び管理に関する法律では、動物の健康・安全の保持、人の身体財産等を害さぬこと、繁殖制限等を規定している。
- ・ 東京都動物の保護及び管理に関する条例では、他人に迷惑をかけないように飼育するよう努めることを定めている。

東京都における猫の飼育実態

- ・ 都内には、屋内飼育約 60 万頭、屋内外又は屋外飼育約 45 万頭の飼い猫があり、飼い主なしが約 11 万頭いると推計されている。屋内のみでの飼育がかなり広く普及している一方、屋外に放す過去からの飼育習慣も根強く残っている。
- ・ 猫の飼育世帯は、約 13%と犬と同率であり、猫の飼育はかなり普及している。集合住宅においても約 11%と猫の飼育率は高く、その飼育形態は屋内飼育が多いことが特徴である。飼い猫の不妊去勢手術率は約 86%と全体ではかなり高いが、屋外に放されている猫では約 67%と不妊去勢手術率が低く、子猫の産み落としの原因となることが推測される。

東京都における猫の取扱い状況等

- ・ 猫による様々な被害等による苦情は 10,434 件、引取り総数は 12,015 頭、交通事故死により路上で収容される猫は約 2 万 4 千頭に及ぶ（平成 9 年度）。また、屋内外・屋外飼育の猫は、屋内飼育の猫に比べ、感染症の感染率が高いことが報告されている。
- ・ 屋外に放されている猫にとって、今日の東京の都市環境は、近隣への生活環境被害を生じやすく、猫自身にとっても危険な生存環境となっている。

2 諸外国の状況

- ・ 欧米では、登録や標識装着、屋内飼育を義務づけている国がある。猫の飼育世帯の割合は増加傾向にあり、アメリカやフランスでは現在約 30%の世帯が猫を飼育している。欧米の都市においては、法的規制の有無に関わらず屋内飼育が一般的である。

II 人と猫の共生のあり方

1 都市化に伴う猫飼育の増加

- ・ 犬に比べ散歩の必要もなく鳴き声も静かな猫は、都市環境に適した飼育動物であり、単身者にも飼いやすい動物であることから、これからも飼育人口の増加が予想される。それに伴い、適正な飼育方法の普及は、今後その重要性を増すものと考えられる。

2 人と猫の関係のあり方

- ・ 猫を飼う目的は、「ネズミとり」から「人生の伴侶」へと、時代とともに大きく変わった。この変化とともに、飼い主には、猫の特性をよく理解し、他人に迷惑をかけず、猫の健康・安全に配慮し、人と猫の関係をより良くする飼い方が求められる。

3 猫の特性と適正な飼育への応用

- ・ 適正飼育には、近年の動物行動学的知見に基づいた飼育方法の選択が必要である。
- ・ 猫は、年に3、4回子猫を産むなど、繁殖力が旺盛であるとともに、発情期の特徴的な行動が問題となる。この対策として、不妊去勢手術をすれば、性格も温和になり長生きするといわれる。
- ・ なわばり行動、よじ登り、グルーミングなど、猫には独特な行動があり、その特性を理解すれば、屋内での適正な飼育に応用が可能である。

III 猫の適正飼育推進に向けて

- ・ 適正飼育の目的は、近隣の生活環境に悪影響を与えないことと同時に、猫自身の健康や安全を確保することである。その方法は、法的規制によるのではなく、人々の意見に基づく社会的ルールによって推進されるべきである。

1 飼い猫への対策

- ・ 今日の都市にふさわしい猫の飼い方は、屋内での飼育、不妊去勢手術、身元の表示を行うことである。
- ・ 屋内での飼育により、飼い主とのふれあいがより親密になり、猫を交通事故や感染症の危険から守れ、生活環境への被害を未然に防止できる。
- ・ 不妊去勢手術の実施は、引取り処分される子猫をなくすだけでなく、発情期特有の行動を抑えるなど屋内飼育の必須条件でもある。
- ・ 身元の表示は、飼い主責任の明確化や、事故や迷子の際の連絡に役立ち、飼い主の愛情の証しともいえる。
- ・ 飼い主の心構えと実践とともに、民間団体及び行政が協力し、適正飼育を推進していく環境を整えることにより、人と猫が共生できる都市がつくられるものと期待する。

2 「飼い主のいない猫」への対応

(1) 基本的な考え方

- ・ 「飼い主のいない猫」のほとんどは、人から餌やりを受けているとみられる。屋内飼育の猫に比べ寿命が極めて短いため、飼い猫の適正飼育が普及すれば、次第に減少すると考えられる。このようにして、人に管理されない「飼い主のいない猫」がなくなることが、人と猫が共生する社会の実現にとっては理想的である。
- ・ 現実に存在している「飼い主のいない猫」について、地域に住む人が適正に管理し、共存を図れる方法を検討することが必要である。具体的方法は、地域特性や地域住民の意思に基づいて、住民主導により地域ごとにルールづくりが行われるべきである。

(2) モデルプランの構築

- ・ 「飼い主のいない猫」にかかわる問題については、不妊去勢手術をしないで屋外で子猫を産ませたり、捨てたりする無責任な飼い主が原因である。そのため、適正飼育の徹底が欠かせない。

- ・ 地域の住民による合意やルールづくりが可能な場合には、住民組織、民間団体、区市町村及び東京都が、それぞれ実行可能な役割を果たして、「飼い主のいない猫」の不妊去勢手術等の実施に取り組むことが必要である。
- ・ 「飼い主のいない猫」への取組を試行的に実施し、その結果をもとに都内の他の地域でも応用可能な仕組みをモデルプランとして構築することが重要である。